

ハーモニーホール友の会会則

(名称)

第1条 この会は、ハーモニーホール友の会という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を公益財団法人那須野が原文化振興財団(以下「財団」という。)内におく。

(目的)

第3条 この会は、会員の芸術・文化鑑賞機会の拡大をはかることにより会員が豊かな芸術文化を享受し、芸術文化意識の高揚を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同し、第6条で定める年会費を納入した者をもって組織する。

2 会員は、個人会員、ペア会員、家族会員、団体会員とする。

3 個人会員の第7条で定める会員の特典は会員本人のみとする。

4 ペア会員の第7条で定める会員の特典は、次のとおりとする。

(1)第7条(1)、(2)は、代表者のみとする。

(2)第7条(3)、(4)は、2名までを対象とする。

5 家族会員の第7条で定める会員の特典は、次のとおりとする。

(1)第7条(1)、(2)は、代表者のみとする。

(2)第7条(3)、(4)は、5名までを対象とする。

6 団体会員は1口10名までとし、第7条で定める会員の特典は、次のとおりとする。

(1)第7条(1)、(2)は、代表者のみとする。

(2)第7条(3)、(4)は、1口10名までを対象とする。

(有効期限)

第5条 会員の有効期限は、入会日から翌年の入会日が属する月の末日までとする。

(会費)

第6条 年会費は、次のとおり定める。

(1)個人会員 500円

(2)ペア会員 1,000円

(3)家族会員 1,500円

(4)団体会員 (1口)2,500円

(会員の特典)

第7条 会員に対し次の特典を設ける。

(1)会員には会員証を交付する。

(2)財団が発行する催し物案内の定期郵送

(3)財団が主催(共催)する公演の入場料金の割引

(割引額は各公演ごとに定め、入場料金の10%以内とする。)

(4)財団が主催(共催)する公演の入場券発売日以前の電話予約

(5)その他財団が特に定めた特典

(退会等)

第8条 会員は、いつでもこの会を退会することが出来る。ただし、納入済みの年会費については返還しないものとする。

2 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は速やかにその内容を財団に届け出るものとする。また、権利の譲渡はできないものとする。

(委任)

第9条 この会則に定めのない事項については、事務局が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年4月1日より施行する。